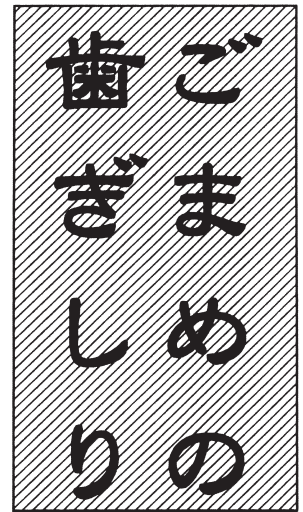


(商標登録番号・第4234817号)



一年金号一
河野太郎事務所

電子メール
taro@konotaro.org
ホームページ
http://www.taro.org/

自民党神奈川県
第15選挙区支部
平塚事務所
〒254-0811 平塚市八重咲町7-26
鶴巻ビル

TEL 0463-20-2001
FAX 0463-21-7711
茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3
ツユキビル2F

TEL 0467-86-2001
FAX 0467-86-2002
議員会館
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2
衆議院第2議員会館206号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

は、月六万六千円の年金額は最低限保証されていないけれども、そうならないはずですが、そうならないままです。老後の最低限の生活を保障するはずの国民年金では、現実的には、最低限の生活を保障できないのです。

改革案は

まとまった!

初当選以来、私は年金制度を抜本的に改革すべきだと主張し続けてきました。かつては、党内でも河野太郎は何を言っているのかと不思議がられました。今になれば、至極当然のことでした。

昨年六月から一二月にかけて自民党の野田毅、河野太郎、亀井善太郎の三人と、民主党の年金改革案をまとめた責任者である岡田克也、枝野幸男、古川元久、大串博志の七人で秘かに二週間、一回、早朝から毎回一時間半の会合を重ね、年金改革案を合意しました。

まず国民年金

日本の年金制度の根幹は、国民年金です。もともと第一号被保険者とよばれる約二〇〇〇万人の農家や自営業者のために創設された制度ですが、その後、約四〇〇〇万人の厚生年金加入者

負担しない第三号被保険者として、国民年金に加わっています。農家や自営業の方々は、毎月の年金保険料(今年は一四、六六〇円)を欠かさず四〇年間納め続けると、六五歳から毎月六万六千円の年金が給付されることに

現在、国民年金の平均給付金額は月五万三千円にすぎません。しかも、この計算には、無年金になってしまった人は含まれていません。どうして満額の年金がもらえないかといえば、四〇年の間に、年金保険料を未納にしたり、保険料が免除さ

年金制度は抜本改革を

もすべて国民年金に同時に加入することになり(第二号被保険者)、厚生年金保険料に国民年金保険料も含まれるようになりました。そして、サラリーマンの妻で専業主婦である一〇〇〇万人も、国民年金保険料を

なりませぬ。

しかし、現実にはいくつもの問題があります。まず、六万六千円という年金額は、夫婦の老後の生活に最低限必要となるのが十三万二千円ということから設定された金額です。ですから本当

れたりすると、その分、年金額が減額されてしまうからです。現在、国民年金の年金保険料の納付率は免除を入れて約六割です。将来、月六万六千円の年金をもらえない人が多数出ることになり

ます。もっと大きな問題もあります。毎月一万余千円の年金保険料を毎月欠かさず四〇年間納めて初めて満額六万六千円の国民年金をもらうことになるのですが、まったく年金保険料を納めない人は、どうなるのでしょうか。もちろん、六五歳で無年金になってしまいます。しかし、こうした無年金の人が、六五歳で他に収入がないと、政府は生活保護を出さなくてはなりません。その生活保護の生活扶助費の額が、満額の国民年金を上回る金額になっていきます。まじめに四〇年間年金保険料を納めて六万六千円の国民年金を受け取るか、年金保険料をすべて未納にして六万六千円以上の生活扶助費を受

た金額です。ですから本当

け取るのかという選択になれば、年金保険料を納めない若者を責められないのではないのでしょうか。しかも、生活扶助費は全額税金ですから、年金保険料を満額納めた人は、その他に無年金の方が受け取る生活扶助費も税金で負担することになってしまいます。

世帯ごとに受信料を納めていた、NHKですら受信料の納付率は一〇〇%にほど遠い現実のなかで、今後、今の制度で、すべての国民年金加入者から年金保険料を未納なく納めていた、だくことは不可能といわざるを得ません。そして、年金保険料の納付率は二十代では四割にまで低下しています。今の制度を続けながら、日本人の老後を安心できるものにするのはもう無理です。

お支払いいただいている消費税を全額、年金目的税にして、年金保険料を納めていただく代わりに、消費税を財源にして年金をお支払いするようにしたいと思います。今日、一億二千万人の日本人すべてが買い物をするたびに必ず消費税を支払っています。消費税を支払わなければ買い物をする、できないわけですから、年金保険料と違って、消費税は未納になることがありません。消費税を財源にする年金制度には、未納問題は起きないのです。そして、未納問題が起きない年金制度というものは、すべての日本人が六五歳になったときに、必ず満額の国民年金を支払うことができるという事です。

消費方式の年金制度の最大のメリットは、保険料方式の年金と違って、『すべての日本人に必ず満額の国民年金を六五歳から支払うことができる』という事です。(注)もし消費税方式の年金制度に移行しても、今までの年金保険料に未納がある人は、その分は減額される可能性があります。現在の保険料方式の国民年金では、第1号被保険者は、収入に関わらず、同じ年金保険料を負担しなければなりません。今年ならば、月の収入が五万円の方も五十万円の方も、一四、六六〇円です。収入が十倍違っても負担金額は全く同じです。消費方式の年金ならば、消費金額の大きい人はたくさん消費税を負担し、消費の少ない人は少しだけ消費税を支払うことになります。消費金額は収入金額に比例することを考えると、消費方式の年金は収入に応じて年金の財源を負担することになります。

現在の保険料方式の年金制度では、保険料を集めるための莫大なコストを負担しなければなりません。例えば、保険料の徴収に関わる社会保険庁の七千人の職員の人件費が約六百五十億円かかっています。保険料を集めるのをやめて、消費方式に切り替えれば、この人件費負担は必要なくなります。消費税は、国税庁と税務署のシステムで既に集めていますから、消費税を財源にして年金をお支払いすることにしても、今以上にコストはかかりません。自営業者と結婚した女性は毎月、国民年金保険料を支払わなければならないのに、サラリーマンと結婚した女性は年金保険料の支払いが必要ないという現在の制度の矛盾も、消費方式にすれば解決します。

なったら必ず満額の国民年金を支払うことができるようにすべきだと思います。我々、与野党でまとめた改革案では、国民年金に代わる基礎年金として、一人あたり、月額七万円程度の給付水準を将来にわたり確保します。つまりインフレが起こればそれに応じた調整を実施します。また、健康保険料、介護保険料、および税金の負担が変われば年金額もそれに応じて調整されます。現在、年金と医療、介護がばらばらに制度設計されていることが、年金生活者が将来の生活設計に不安を抱く大きな要因となっているので、年金、医療、介護を一元化することによってこれを改めていきます。財源には、税を充てます。この場合、消費税が最も優れています。一千万円を超える高所得者に対する年金課税の見直しや、所得が一定額を超えると基礎年金を減額する仕組み(フローバツ

こうしたことを考えれば、私は一刻も早く、国民年金を消費方式に切り替えて、すべての日本人が六五歳に

クといえます)を導入すれば、税率引き上げを抑えることもできます。

また、この新しい年金は、夫婦二人で満額月十四万円ですが、夫婦どちらかが亡くなったとたんに一人分七万円になってしまいます。単身の高齢者はもとより七

万円です。こうした場合の調整は年金制度の中で行うのではなく、一定以下の所得の高齢者世帯には、『戻し税』とよばれる一種の給付金などの新しい社会保障制度を創設して対応します。

厚生年金も

厚生年金(共済年金を含む、以下同じ)も抜本改革が必要です。厚生年金は、

後の世代が年金保険料というかたちで前の世代の年金を支払う賦課方式とよばれる制度になっています。この制度は日本の人口がピラミッド方をしていて時代には安定した優れた制度でした。しかし、長く続いた少

子化の影響で人口構成がピラミッドから逆ピラミッド

のようになかたちになった今日、前の世代の年金を後の世代で支えていこうとすれば、年金金額を抑えるか、年金保険料を引き上げるかしなければ制度を維持していくことができません。

改革案では、二〇一〇年のようにキリのよい年で、厚生年金を抜本的に改め、積立保険料比例年金の導入を提案しています。

その年まで厚生年金に加入した分は、これまでのやり方できちんと計算して、国が責任を持って支払います。そして、その年以降に加入した年金の分は、新しい積立保険料比例年金制度で支払います。

積立保険料比例年金制度では、例えば二十歳から働き始めた人が六五歳まで四五年間積み立てた年金保険料とその金利を合計した金額を、六五歳の平均余命で割った金額が、一年間の積立保険料年金の金額になり

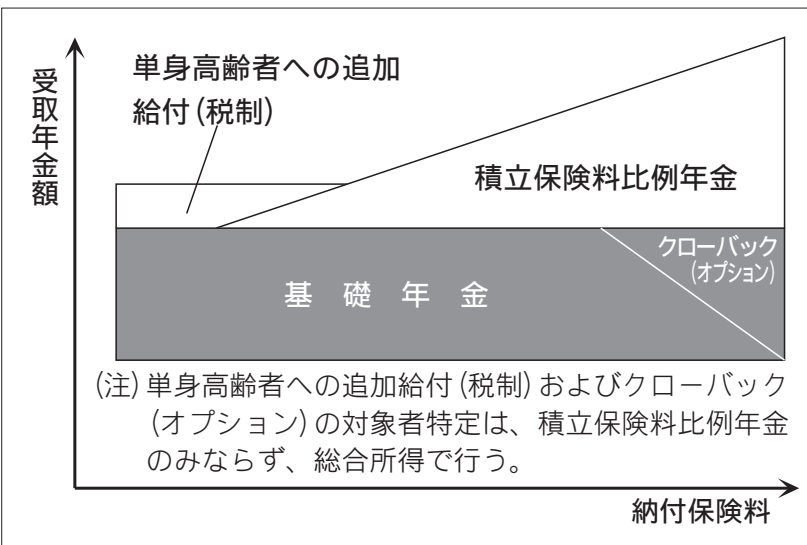
ます。

もちろん平均余命を超えて長生きされる方もいらっしゃるかもしれませんが、その方には六五歳時に決められた年金額を国が責任を持って支払い続けます。他方、平均余命前に亡くなってしまう方もいらつしゃいますが、ご

夫妻共に亡くなったら残りの積立分は子供への相続の対象にはならず、長生きした方の年金の支払いの財源に充てられます。

現在の厚生年金と同様に、サラリーマンについては、年金保険料を企業と個人が折半します。自営業者や農林漁業者は、積立保険料を個人で支払うことになり、一定の範囲内で選択ができるような方向で検討します。

この積立保険料比例年金は、月額七万円の基礎年金に、それぞれ個人分が上乘せられるかたちで支払われます。これを図にしてみると



例えばあるサラリーマンをモデルにしてみましよう。彼は、毎月、一万六千五百円を年金保険料として積み立てます。企業も同額を積み立てますから毎月の積立額は三万三千円です。年間三九万六千円、四五年間で一七八二万円が積み立てられます。その金額を六五歳の平均余命十八歳で割ると、

九九万円。これを十二で割った八万二千五百円が毎月の年金額となります。これに基礎年金が七万円加わって、十五万二千五百円。夫婦なら、さらにもう一人分の基礎年金が七万円で二万二千五百円。さらに夫人の積立保険料比例年金がそれに

加わります。現実には彼の給与が上がるに従って年金保険料も増えますし、積立金には金利がつきますから、年金額はもっと大きくなります。四五年間積み立てたものを十八年間でもらうわけですから、一万円積み立てたものが約三万円弱になって、それに金利がついて戻ってくることに

ります。

積立保険料は、サラリーマンならば、今の厚生年金の保険料率程度、自営業ならばその一倍半から二倍を想定しています。

現行の厚生年金のように、いったい将来、年金がいくらもらえるかわからない制度とは違って、積立保険料比例年金制度ならば、自分の将来の年金額をきちんと計算することができます。

新制度への移行

国民年金から基礎年金への移行は、年金金額が決まり、それに見合った税負担(例えば消費税率)が決まれば、すぐに移行することができます。

一方、厚生年金(共済年金を含む)から積立保険料比例年金への移行はやっぱりです。例えば二〇一〇年に新制度に移行することが



各地で改革案の説明を

決まったとしまししょう。一九七〇年に生まれ、一九九〇年から働き出した人の年金は、一九九〇年から二〇一〇年までの分は現在の厚生年金のルールで計算し、二〇一〇年から引退するまでは、

新しい制度の下で積み立てた金額に基づいて年金金額が決まります。そして、その両方を合計した金額を受け取ることとなります。

厚生年金の新制度への移行に関しては、もう一つ大きな問題があります。現在の厚生年金では、年金保険料は、現役世代の将来のために積み立てられているわけではありません。現在の厚生年金は、現役世代が支払っている年金保険料が、六十五歳以上の方々の厚生年金に充てられています。

ところが新制度では、現役世代は、自分の将来のために年金保険料を積み立てていくわけですから、六十五歳以上の方々の年金の原資が無くなってしまう。

そのため、新制度に移行するときに、政府がこれまで厚生年金制度の下で約束した年金金額を一時的に肩代わりして、それを長い年月かけて返していくことが必要になります。この金額は、きちんと区分経理して

処理していきます。このとき気をつけなければならぬことは、この借金は、なるべく長い時間をかけて返していくことです。借金は早く返せという方もいらっしゃるかと思いますが、早く返そうとすると、その借金を返済している世代に重たいツケがかかってきます。

なるべく時間をかけて、一つの世代にツケが集中しないように、ゆつくりと確実に年金の借金は返さなくてはなりません。最低でも五〇年はかけたいたいと思います。

返済の財源はあります。例えば現在の厚生年金の保険料は、実は国民年金の保険料を含んでいます。新制度では、国民年金は基礎年金に移行して、税(消費税)でまかなうこととなります。ですから新しい積立保険料比例年金の年金保険料は、これまでの厚生年金の保険料よりも国民年金の保険料が安くなります。厚生年金の保険料は企業と個人が折半ですから、個人の負担

は国民年金の保険料分安くなります。企業の厚生年金負担分も国民年金の分が安くなりますが、その分は減額しないで雇用税というかたちで納めていただきます。日本全国で約三兆円になります。これが返済の原資の一つになります。

タイムリーな情報をお届けするために、この「ごまめの歯ぎしり」の他に、インターネットでは、メールマガジン版「ごまめの歯ぎしり」を発行して、国会や政府の中での河野太郎の活動をもっと細かく報告しています。ぜひ、こちらもご覧いただきます。メールアドレスは、ホームページでご覧いただけます。
(<http://www.taroo.org>)